

建設工事における技術者等の適正な配置のための手引
(現場代理人及び技術者の適正配置に関する要綱)

令和4年4月改訂

久留米市

目次

はじめに

1 建設業法で必要としている技術者等	1
2 現場代理人及び監理技術者等の途中交代	5
3 営業所における専任の技術者	5
4 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係	6
5 Q&A	6

はじめに

公共工事においては、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び現場代理人の適正な配置が必要となります。また、特例監理技術者を配置する場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置が求められています。

久留米市では、建設工事の技術者等及び現場代理人について、「監理技術者制度運用マニュアルについて（令和2年9月30日付け国不建第130号）（以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）」に基づき、本手引のとおり取り扱います。

1 建設業法で必要としている技術者等

建設工事は多種多様な工種で成り立っています。このような特色を持つ建設業においては工事目的物の品質を確保するため、工事現場に監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ）を配置して施工の技術上の管理を行わなければなりません。

（１）主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業者は、請負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を配置する必要があります。

<施工の技術上の管理とは>

施工計画、工程管理、品質管理、労務管理、安全管理などが対象になります。

（２）監理技術者（建設業法第26条第2項）

下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる工事は、特定建設業の許可が必要となるとともに、上記（１）の主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。なお、平成16年3月1日以降に交付を受けた者は、監理技術者講習が受講済みであること。以下同じ。）を工事現場に適正に配置する必要があります。

なお、工事途中の工事内容の変更等により、下請総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上に変更することがあらかじめ予想される工事については、所定の資格を有する監理技術者を当初から工事現場に適正に配置しなければなりません。

<監理技術者等の配置>

次のようなケースは、監理技術者等を適正に配置したと認められません。

- ・必要な国家資格等の要件を満たしていない場合
- ・直接的な雇用関係を有していない場合
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合

(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項）及び特例監理技術者（同第4項）

監理技術者を配置する場合において、監理技術者補佐を工事現場に専任で置き、かつ、以下のすべての要件に該当するときは元請の特例監理技術者の複数現場の兼務が可能です。

- ① 当初予定価格が3億円未満であること
- ② 兼務する工事の数が合計2件までであること
- ③ 兼務する工事現場がいずれも久留米市または久留米市に隣接する自治体（小郡市、朝倉市、筑後市、大川市、うきは市、八女市、大木町、広川町、大刀洗町、鳥栖市、神崎市、みやき町）内であること
- ④ 本市以外の発注機関が発注する工事と兼務する場合、いずれの発注者も兼務を認めること
- ⑤ 低入札調査基準価格を下回る価格での契約でないこと
- ⑥ 兼務する工事について、仕様書中に特例監理技術者の配置を認めない旨の記載がないこと
- ⑦ その他、入札条件及び仕様書中に定める要件を満たすこと

監理技術者補佐を配置する際は市への申請が必要です。具体的な手続きについては、市ホームページ（入札契約情報 > 入札・契約・請求手続き（工事・業務委託等））を参照してください。

<監理技術者等の専任>

主任技術者、又は監理技術者の専任が求められる工事は、工事一件の請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上と定められており、発注者が公的機関でない、いわゆる民間工事も含まれています。

なお、契約工期中において工事現場に専任を要しない期間については、監理技術者制度運用マニュアルに定められていますが、久留米市では以下のとおり運用することとしています。ただし、いずれの場合も、発注者と受注者との間で次に掲げる期間が仕様書若しくは打合せ記録簿等の書面により明確となっている場合に限りです。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
 - ・現場施工の着手日が仕様書等に明記されていない場合、契約締結の翌日（余裕期間を含む場合は、余裕期間経過後）から7日以内で、かつ着工届提出日（着工日の前日）までの間
 - ・現場施工の着手日が仕様書等に明記されている場合、当該着手日の前日までの間
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ③ 工事完成届の提出後の期間

(4) 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

受注者は、建設工事の施工に当たって、現場代理人を工事現場に置く場合に、現場代理人の権限の範囲や意見の申出方法について、発注者に通知しなければならないことになっています。

久留米市建設工事請負契約約款では、現場代理人について、受注者の代理人として、工事現場の運営・取締りなど工事の施工に関する一切の事務を処理する者をいい、工事現場に常駐することと規定しています。

<工事現場への常駐について>

ここでいう常駐とは、現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き常時継続的に当該工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

なお、以下のいずれかに該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ ①～③に掲げる期間のほか、工事現場において作業が行われていない期間

(5) 現場代理人と監理技術者等の兼務について

同一工事において、現場代理人が監理技術者等としての資格を持っているときは、その兼務が認められています。

また、一定の要件のもとに現場代理人は2件又は3件の工事まで、主任技術者は2件の工事までの兼務ができます。詳細な運用は表1「現場代理人・監理技術者等の兼務一覧表」の通りです。

なお、特例監理技術者が複数の現場を兼務する場合、兼務の可否は別表1によらず手引き2ページ(3)「監理技術者補佐（建設業法第26条第3項）及び特例監理技術者（同第4項）」によるものとします。

現場代理人・監理技術者等の兼務一覧表

		専任を要しない工事		専任を要する工事		
		現場代理人	主任技術者	現場代理人	監理技術者等	
工事同一	現場代理人	/		現場代理人	○	
	監理技術者等			○	○	
別途工事	専任を要しない工事	現場代理人	※1	○	※1	×
		主任技術者	○	○	○	※2
	専任を要する工事	現場代理人	※1	○	×	×
		監理技術者等	×	※2	×	×

○…兼務可、×…兼務不可

※1 以下のすべてに該当する場合のみ、2つの工事現場の現場代理人の兼務を認めます。

① 兼務する工事の一方又は両方が、予定価格 1 千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。ただし、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。

② 近接した場所にあること

当面の間、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所であり、兼務しても現場代理人としての権限の行使に支障がないと認められる工事で、かつ、監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれる場合。

③ 発注者が許可すること

落札後かつ契約締結前に兼務についての申請を行い、許可を受けること。なお、他の発注機関が発注する工事との兼務については、いずれの発注者も認めるものであること。

なお、上記に関わらず次の要件を満たす場合は、3つの工事現場の現場代理人の兼務を認めます。

① 兼務する工事の全てが、予定価格 1 千万円未満の土木一式工事であること。

② 近接した場所にあること

当面の間、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所であり、兼務しても現場代理人としての権限の行使に支障がないと認められる工事で、かつ、監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれる場合。

③ 発注者が許可すること

落札後かつ契約締結前に兼務についての申請を行い、許可を受けること。なお、他の発注機関が発注する工事との兼務については、いずれの発注者も認めるものであること。

※2 以下のすべてに該当する場合のみ、2つの工事現場の主任技術者の兼務を認めます。

① 兼務する工事の一方が、主任技術者の専任を要する工事で、もう一方が予定価格 1 千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。ただし、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。

② 密接な関係にある工事であること

密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事(注1)又は施工にあたり相互に調整を要する工事(注2)をいう。

〈具体的例〉

(注1) 同一経路にある県発注の舗装工事と市発注の市道拡幅工事

(注2) 工事中道路の共有や工事の発生土を盛土材に流用する場合

③ 同一の場所又は近接した場所（工事現場の相互の間隔が10km程度）であること

④ 発注者が許可すること

落札後かつ契約締結前に兼務についての申請を行い、許可を受けること。なお、他の発注機関が発注する工事との兼務については、いずれの発注者も認めるものであること

2 現場代理人及び監理技術者等の途中交代

現場代理人については、事前に発注者又は監督職員との協議を行い、変更後の現場代理人がその現場に常駐し、その運営及び取り締まりを行う事に支障がないと認めるときは途中交代が可能です。

監理技術者等については、施工管理をつかさどる監理技術者等の工期途中での交代は建設工事の適正な施工の確保を阻害するおそれがあることから、当該工事における入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります。

本市では監理技術者等の工期途中での交代は、原則として認めていません。これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、または退職等、真にやむを得ない場合のほか、受注者の責によらない大幅な工期延長や工場での製作期間から現場での据付期間に移行する場合等に限ります。

また、その場合であっても、交代前後における監理技術者等の技術力が同等（入札条件に適合している等）以上に確保されるとともに、監督職員等との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることを必要とします。

なお、監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、監理技術者等の変更に該当しません。（監理技術者制度運用マニュアル）。

現場代理人の交代、監理技術者等の交代、監理技術者から特例監理技術者への変更または特例監理技術者から監理技術者への変更を行う際は市への届出が必要です。具体的な手続きについては、市ホームページ（入札契約情報 > 入札・契約・請求手続き（工事・業務委託等））を参照してください。

3 営業所における専任の技術者

建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定により建設業の許可基準のひとつとして、営業所ごとに建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任のものを置くことが求められています。

営業所の専任技術者は、「営業所に常勤して専らその職務に従事する事を要する者」とされているため、監理技術者等又は現場代理人との兼務は認められません。

ただし、次のすべての要件を満たす場合に限り主任技術者又は現場代理人を兼ねることができます。

- ① 当該営業所で請負契約が締結された主任技術者の専任を要さない工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しう程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること。

4 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係

工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等については、請負業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、久留米市では、請負業者との間に3ヶ月以上の上記雇用関係を求めています。また、他社からの出向者や派遣者等は原則として認めていません。(監理技術者制度運用マニュアル)

恒常的な雇用関係については、健康保険証等の以下の資料等により確認します。

	確認資料
協会けんぽ等	健康保険被保険者証(写)
後期高齢者	後期高齢者医療被保険者証(写)、出勤簿(写)、賃金台帳(写) (3点すべてをご提出ください)
専従職員	確定申告書(写)
その他	雇用保険被保険者証(写)

※3か月以上の継続的な雇用が確認できるものをご提出ください。

5 Q&A

▼現場代理人、監理技術者等の配置について

Q 1 現場代理人、監理技術者等の配置に求められる条件(恒常的な雇用など)はいつ時点で判断するのか

A 1 着工届の提出時点で判断します。

Q 2 工期末前に完成届を提出した工事(A工事)に専任で配置していた技術者を、次に久留米市が発注する工事(B工事)に配置してよいか

A 2 配置可能です。久留米市では完成届を提出された工事(A工事)については技術者の専任配置は求めておりません。従って、当該技術者をB工事に配置する事は可能です。

ただし、完成届提出後に受注者の責めに帰すべき事由でA工事の手直し工事が発生した場合(履行遅延となった場合)には、手直し工事の期間中、当該技術者をA工事に専任で配置していただくことになるため、B工事に配置する事はできなくなります。B工事に他の技術者を配置できない場合、契約解除や指名停止処分の対象となります。

▼現場代理人、監理技術者等の兼務について

Q 3 現場代理人又は監理技術者等の兼務申請はいつまでに行えばよいか。

A 3 落札後、契約締結日の前日までに申請してください。

Q 4 兼務申請の結果の通知方法は。

A 4 兼務を承認する場合は書面により通知します。兼務を承認しない場合は、電話等によりその旨を連絡しますので、他の主任技術者(現場代理人)を配置してください。

Q 5 発注機関が異なる工事でも兼務が認められるのか。

A 5 各発注者が兼務を認める場合は可能です。

Q 6 兼務申請はこれから兼務する工事（後発工事）にのみ提出すればよいか。

A 6 後発工事のみ申請してください。ただし、発注機関が異なる場合は両方の発注機関に申請をしてどちらからも承認を受ける必要があります。

Q 7 総合評価方式の入札においても兼務が認められるのか。

A 7 入札参加条件及び兼務要件（別表1記載の兼務に必要な要件（※1または※2記載の各要件）をいう。以下同じ。）に当てはまる場合は、主任技術者（現場代理人）の兼務が可能です。

Q 8 携帯電話等の連絡を受けても速やかに現場に駆け付けられない場合はどうなるのか

A 8 兼務承認後、兼務要件を満たしていないと認められるときは兼務の承認を取り消すことがあります。

Q 9 主任技術者が兼務する2件の工事の下請代金はいずれも4,000万円未満であるが、合計すると4,000万円以上となる場合には、兼務は可能か。

A 9 2件の工事の下請金額の合計が4,000万円以上でも、個々の工事の下請代金が4千万円未満であれば、配置が求められる技術者は主任技術者で、監理技術者ではありません。

よって、2件の工事の請負代金がいずれも3,500万円未満であるか、兼務要件に当てはまる場合は兼務可能です。

Q10 監理技術者は兼務できないのか。

A10 監理技術者は「同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）についてのみ、兼務が認められます。

なお、入札条件において監理技術者の配置を求めている案件については、下請金額によらず、監理技術者を配置しているものとみなします。